

以下に該当する情報は開示することができないので黒塗りしています。

- ・商業的に機微な内容（認証機関への要求事項 5.4.2（漁業、養殖）、5.4.5（CoC））
- ・認証活動の公平性を損なう圧力に結び付き得る情報（ISO/IEC17065 4.2.2）

初回審査

認証発効日	有効期間	有効期限	次回年次審査期限
2025/1/28	3年間	2028/1/27	2026/7/7

対応基準：マリン・エコラベル・ジャパン養殖認証規格 ver. 2.1

養殖認証 審査報告書

- 認証申請者の名称等：網文海産
(申請者所在地) 広島県広島市西区草津港 1-14-1
- 養殖対象種：マガキ垂下式養殖
- 報告書作成責任者：
(認証機関名) (公財) 海洋生物環境研究所 中央研究所
- 報告書作成日：2024年11月12日

1. 養殖業の概要	広島県のカキ養殖は天文年間に発明されたという記録があり、中でも草津地区はひび建養殖の始まりの地で、長い歴史がある。草津地区は、広島市漁業協同組合草津支部として漁業活動を行っており、現在15人が所属している。そのうち、11人がカキ養殖を営んでいる。網文海産は、昭和21年に広島市草津においてカキ養殖業を開始した。現在の網文海産の代表者は三代目の網崎宗雄氏である。養殖は、太田川、八幡川の河口域の津久根島周辺の漁場において、36台のかき筏で、年間100トンの水揚げをしている。		
2. 審査の概要等	<p>【初回審査】 審査日：令和6年11月5日</p> <p>認証の区分は、網文海産が広島市漁協同組合管理の漁業権において、養殖水揚げを行うことから通常認証とした。審査は、網文海産事務所会議室において、初回会議を行ったのち、審査シートの審査項目について、代表者の網崎宗雄氏から聞き取りをし、書類審査を行った。その後、カキ作業場及び養殖漁場の現場調査を行った。審査終了後、最終会議を実施し審査を完了した。</p> <p>審査時間は9時00分～17時00分の7時間（うち1時間休憩）であった。</p> <table><tbody><tr><td>■審査機関：公益財団法人 海洋生物環境研究所 中央研究所 —審査チーム— 審査員（報告書作成） （指定指導員）</td><td>■認証申請者：網文海産 審査先：網文海産事務所 —対応者— 網文海産 代表 網崎宗雄</td></tr></tbody></table>	■審査機関：公益財団法人 海洋生物環境研究所 中央研究所 —審査チーム— 審査員（報告書作成） （指定指導員）	■認証申請者：網文海産 審査先：網文海産事務所 —対応者— 網文海産 代表 網崎宗雄
■審査機関：公益財団法人 海洋生物環境研究所 中央研究所 —審査チーム— 審査員（報告書作成） （指定指導員）	■認証申請者：網文海産 審査先：網文海産事務所 —対応者— 網文海産 代表 網崎宗雄		
3. 申請者からの提出物	認証申請者から提出のあった「MEL(マリン・エコラベル)養殖認証規格 Ver. 2.1 対応 養殖手順書/策定日：令和6年8月30日」、「広島県かき漁場改善計画」及び「根拠資料」等の提出物並びに証拠写真を審査報告書の末尾に添付した。		
4. 不適合 その是正措置及び検証	なし		
5. 審査結果	<p>(1) 認証を推薦する</p> <p>(2) 推薦する理由</p> <p>審査シートの原則1～4に記載の審査対象となる全ての項目について、代表者へのインタビュー、書類確認及び現場確認を行った結果、(一社)マリン・エコラベル・ジャパン協議会の「養殖認証規格適合の判定基準(審査の手引き) Ver. 2.1 の判定基準」に照らし合わせて、不適合となる事案がなく、別添の審査シートのとおり審査対象とした全ての項目について「適合」と判断した。</p>		

原則1 養殖生産活動の社会的責任					
認証基準 1.1 水産動植物の養殖に当たっては、該当する関係法令、養殖場の所在する地方自治体の定める条例等を遵守していること。					
項目	適合基準	評価指標	評価	所見・コメント	根拠資料
1.1.1	漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)、水産資源保護法(昭和26年法律第313号)、持続的養殖生産確保法(平成 11 年法律第 51 号)、内水面漁業の振興に関する法律(平成 26 年法律第 103 号)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和 28 年法律第 35 号)、食品衛生法(昭和 22 年法律 233 号)、食品安全基本法(平成 15 年法律 48 号)などの他、養殖場が所在する地方自治体の定める条例などの中で、養殖生産に適用される蓋然性が高いものについて、生産者がなすべき事項を指示に従って適切に履行していること。	A: 関係法令に基づいて、公的機関等から伝達される生産者がなすべき指示等が文書として保管されているか。	適合	網文海産カキ養殖手順書(令和6年8月30日作成)(以下「養殖手順書」という。)の「遵守すべき法令、規則」の項に、関連法令として「漁業権に関するもの」「漁場改善計画・漁場環境、養殖に関するもの」、「水産医薬品、防疫に関するもの」、「その他」をリスト化し、広島県から発出された「生かきの取扱いに関する指導要領」、「貝毒対策実施要領」などの衛生関係の要領、「赤潮対策要綱」などの漁場環境関係の要綱とともに、ファイルして整理保管されていることを確認した。また、関係団体などから発出された文書は、記録アプリに保存されていることを確認した。	資1 養殖手順書 資2 改善計画 資19 赤潮対策要綱 資20 貝毒対策実施要領 資23 生かきの取扱いに関する指導要領 資29 記録アプリ
		B: 上記指示に対して具体的な対応が適切に行われているか。	適合	広島市漁業協同組合(以下「市漁協」という。)が漁業法に基づき区画漁業の免許を取得し、正組合員である網文海産は、第1種区画漁業権行使規則(以下「行使規則」という。)に則ってカキ養殖を経営している。事業実施に当たっては養殖手順書に記載している関連する法令及び規則並びに持続的養殖生産確保法に基づく「広島かき漁場改善計画(知事認定発効日:令和5年9月1日)」(以下「改善計画」という。)などを遵守し、適正に行っていると説明を受けた。また、水揚げしたカキについては、広島市保健所の営業許可を受け、出荷していると説明を受けた。なお、申請者は養殖手順書を定め、これを規範として以下の各審査項目に対応する漁業権、漁場利用、労働関係、漁場環境等の関係法令に則した適切な対応ができていることを確認し、審査項目にすべて適合であることから、本項を適合と判断した。	資1 養殖手順書 資2 改善計画 資4 区画漁業免許状(写し) 資5 行使規則 資7 営業許可証
1.1.2	必要な免許又は許可に基づき適法に養殖を行う生産者であり、養殖場の場所や魚種等は免許等の内容と相違がないこと。	A: 区画漁業許可状などを保有し、その許可内容と実際の養殖生産に相違がないか。	適合	市漁協は、広島県知事から第1種区画漁業のかき筏垂下式養殖業の免許を受け、行使規則に則り、組合員がカキ養殖を営んでいると説明を受け、区第79号～区第83号区(以下「五日市・津久根漁場」という)の区画漁業権免許状(写し)、行使規則と筏配置図、連絡図、航空写真と照合するとともに漁場調査により免許の内容と養殖実態が相違ないと判断した。	資4 区画漁業免許状(写し) 資5 行使規則 資8 網文海産かき筏配置図 資31 現場調査写真
		B: 都道府県や漁協等により漁業権行使規則などが設定されている場合は規則を理解し、それに従った養殖生産が行われているか。	適合	本認証に係る「五日市・津久根漁場」の行使規則並びに養殖手順書により、網崎宗雄氏から漁場利用上の遵守事項の説明を受けた。また、以降の審査項目について説明と資料の提出があり、審査対象とした全ての項目が適合であることから、本項目を適合とした。	資1 養殖手順書 資5 行使規則 資8 網文海産かき筏配置図
1.1.3	養殖従事者は、関係法令等に基づいた賃金、福利厚生及び労働条件が提供されており、適切な健康管理が実施されているほか、適切な労働環境が確保されている	A: 養殖場で雇用されている従業員に対して、関係法令等に基づいた賃金、福利厚生及び労働条件が提供さ	適合	網文海産の従業員は13人で、うち技能実習生が9人と説明があり、関係法令等に基づく雇用・労働契約書には、賃金、福利厚生及び労働条件が記されており、出勤簿・給与支払い明細書などで従業員全員にそれらが適用されていることを確認した。	資28 技能実習生関係資料

	こと。	れているか。			
		B:従業員に対して適切な健康管理(健康診断の実施等)がなされ、その記録が残されているか。	適合	雇用している養殖作業従事者について、令和6年9月11日及び10月2日に受診した健康診断個人票により、健康診断の実施状況を確認し、適切に健康診断が行われていると判断した。	資28 技能実習生関係資料
1.1.4		児童労働や外国人の不法就労等違法な労働行為が行われていないか。	適合	網崎宗雄氏から児童労働、外国人の不法就労等が行われていないこと、労働基準監督署の立入を令和4年に受けたが、指導・勧告事項はなかったことなどの説明を受け、雇用契約書、在留カード、出勤簿など確認し、1.1.3Aのとおり国内労働関係法を遵守しており、違法労働行為がされていないと判断した。	資28 技能実習生関係資料

原則2 養殖対象水産動物の健康と福祉に対する配慮(水産動物へ福祉が確保されていること)(水産動物を対象とする養殖に適用する)

認証基準 2.1 養殖対象動物がその種に適した良好な環境で飼育され、できるだけ水産動物にストレスを与えない配慮をした飼育管理を行い、病気の予防に努めていること。

項目	評価基準	評価指標	評価	所見・コメント	根拠資料
2.1.1	養殖は、対象動物種、成長段階に応じて水産用水基準に適合する適切な水域、用水で行われていること。	A:養殖対象動物が健全に生育するために必要な溶存酸素量が水産用水基準(付属書3)に適合しているか。	適合	広島市農林水産振興センター(以下「振興センター」という。)の広島湾漁場環境調査(令和4年度)では、「五日市・津久根漁場」の観測点(10m)のDOは9.3mg/L(2月)～2.5mg/L(8月)で、夏季において、基準値(水産用水基準:4.3mg/L、改善計画:3.0mg/L)を、一時期下回っているが、2.1.3Cのとおり対応を講じていることから適合と判断した。	資9 広島湾漁場環境調査結果 資10 かき養殖情報 資11 測定結果報告書(水質)
		B:用水のCOD・全窒素量、底質のCOD・TS(全硫化物)等の汚染指標が水産用水基準(付属書3)を満たしているか。	適合	「五日市・津久根漁場」の水質のモニタリング結果は1.9mg/Lで、水産用水基準を満たしていることを確認した。 底質のCOD・TS(全硫化物)についてはカキ養殖に対しては基準が定められていないため評価対象外とした。 なお、振興センターの広島湾漁場環境調査(令和4年度)では、夏季の底質の硫化物量の値(津久根島)は0.55mg/Lで改善計画基準値0.4mg/Lを上回っているが、底質改善については、養殖手順書の環境管理の項のとおり、市漁協が自主的な取り組みとして、毎年、海底耕うんを実施しており、本年はカキ殻散布による底質改善も開始したと説明を受けた。	資9 広島湾漁場環境調査結果 資10 かき養殖情報 資11 測定結果報告書(水質) 資12 測定結果報告書(底質)
		C:赤潮や汚染事故など養殖に悪影響が発生した時は情報の収集に努め、発生状況を記録し、対策を講じるための手順が定められているか。	適合	養殖手順書の環境管理の項で、赤潮や汚染事故が発生した場合の情報収集や対応に関する手順が定められており、広島県から赤潮の注意報、警報を受けた場合は、必要に応じて筏の移動を行うと説明を受け、記録アプリの県からの情報内容を確認した。なお、現在まで有害赤潮の発生はないと説明を受けた。	資1 養殖手順書 資29 記録アプリ
2.1.2	良好な生育環境を維持するために設定された適切な生簀面積や飼育密度等を遵守して飼育が行なわれていること。	A:海面養殖場においては、生け簀を海水が循環するのに十分な生け簀間隔が設定されているか。	適合	カキ垂下式養殖では「生け簀」ではなく、「筏」を使用して養殖を行う。漁場に収容できる筏台数については、筏の大きさ、垂下連数とともに、行使規則及び改善計画に定められており、養殖手順書の飼育管理の項においても、漁場利用上の遵守すべき規則として示されている。「五日市・津久根漁場」の筏の配置については、太田川・八幡川の河川水の流れ込み、潮通し、風向きなどを考	資1 養殖手順書 資2 改善計画 資5 行使規則 資8 網文海産かき筏配置図 資31 現場調査写真

				慮し、余裕をもって配置しており、かきの身入りも良好であると説明を受け、筏配置図の確認や漁場の筏設置状況の現場調査により、十分な海水循環が保持されていると判断した。	
		B:飼育単位ごとに収容されている養殖対象動物の数が把握され、記録されているか。	適合	養殖手順書の飼育管理の項で定められている養殖管理記録については、採苗時、筏への通し替え時(稚貝数)、筏の移動、水揚げ作業などの記録を、記録アプリ及び作業日誌で確認した。	資1 養殖手順書 資29 記録アプリ 資30 作業日誌
		C:適切な養殖対象動物の飼育密度を遵守して飼育が行われているか。	適合	2.1.2A のとおり行使規則、改善計画で筏の規格、台数は規定され、養殖手順書の飼育管理の項でも同様の収容密度が定められており、現場調査で行使の状況を確認し、適正に飼育が行われていると判断した。	資1 養殖手順書 資2 改善計画 資5 行使規則 資31 現場調査写真
2.1.3	養殖対象動物に良好な環境が維持されていることを適切な指標を用いてモニタリングしており、指標の悪化が見られた場合の対処法を定めていること。	A:養殖対象動物の健全な生育に適した環境が維持されているかをモニタリングするための計画が立案され、計画に従って実施されているか。	適合	改善計画に、養殖漁場の環境調査及び漁場利用調査の規定があり、また、養殖手順書の環境管理の項に、周辺の環境のモニタリングについて、水質調査(DO、クロロフィルなど4項目:月一回、COD:年二回)、底質調査(COD:年二回)の内容が示されている。計画の実施については、2.1.1A、2.1.1B のとおり、水質、底質の調査結果を確認した。なお、環境調査については、振興センターと年一回の勉強会(令和6年6月14日)を開催し、採苗情報を含め観測結果などの情報の共有を図っていると説明を受けた。また、改善計画については、広島県資源管理協議会において改善計画の履行確認が行われている旨を、協議会議事録などにより説明を受けた。	資1 養殖手順書 資2 改善計画 資3 改善計画の履行確認 資9 広島湾漁場環境調査結果
		B:測定結果は基準を満たしているか。	適合	2.1.3A のとおりモニタリングが実施されている。測定結果は、2.1.1A のとおり底層で一部基準を満たしていないが、2.1.3C のとおり養殖手順書の基準を満たさなかった場合の対応を行っていること、カキの成長不良、大量異常へい死や疾病の発生などが起きていないとの説明があり適合と判断した。	資1 養殖手順書 資9 広島湾漁場環境調査結果
		C:基準を満たしていない場合に、適切な改善の手段を講じているか。	適合	養殖手順書の環境管理の項で、基準値を満たさなかった場合の対応や水質底質の改善について定められている。広島湾北部海域のカキ養殖では、夏季の6月から9月の間は、水質、底質の観測結果に関わらず、付着害生物・台風対策で筏を設置しない養殖管理をしており、「五日市・津久根漁場」においても避難漁場へ筏移動する対策をとっていると説明を受けた。なお、避難漁場については、漁協間において話し合いがされ、合意がされたルールにより実施されていると説明を受けた。	資1 養殖手順書 資9 広島湾漁場環境調査結果 資14 港内作業許可申請書 資31 現場調査写真
		D:改善措置を講じた結果、水質の改善が認められるか。	適合	養殖手順書の環境管理の項で、市漁協が毎年、改善計画にはない自主的な取り組みとして海底耕うんを実施するとしており、本年はカキ殻散布による底質改善も開始したと説明を受けた。海底耕うんに係る調査は行っていないが、カキ殻散布試験については、県が調査を行っており、今後報告がされると説明を受けた。	資1 養殖手順書 資31 現場調査写真
2.1.4	養殖対象動物の栄養要求に応じた適切な飼餌料が、適量給餌され、健全に生育するよう管理されていること。	A:養殖場で使用する飼餌料は品質の劣化を起こさない適切な方法で保管されているか。	該当なし	マガキ垂下式養殖は無給餌で、審査対象外とした。	

	B: 養殖場で使用する飼餌料は適切なものが使用されているか。	該当なし	マガキ垂下式養殖は無給餌で、審査対象外とした。	
	C: 養殖魚介類の健康に影響を及ぼすことが懸念される場合は、必要に応じてビタミン剤などの飼料添加物が法令に従って適切に使用されているか。	該当なし	マガキ垂下式養殖は無給餌で、審査対象外とした。	
	D: 養殖魚介類に給与された飼餌料の給餌量は飼育単位ごとに記録されているか。	該当なし	マガキ垂下式養殖は無給餌で、審査対象外とした。	
	E: 給餌量は予め定めた手順に従って摂餌状態を観察しながら調整し、適量が給餌されているか。	該当なし	マガキ垂下式養殖は無給餌で、審査対象外とした。	

認証基準 2.2 養殖対象動物に発生する疾病の予防、拡散の防止に努め、水産動物が健全に生育するよう飼育管理が行われていること。

項目	評価基準	評価指標	評価	所見・コメント	根拠資料
2.2.1	養殖対象動物の疾病等の予防や早期発見のため、これらの健康状態を適切な指標で定期的にモニタリングする手順が定められ、適正に実施されていること。	A: 飼育中の魚貝類の健康状態を定期的にモニタリングするための手順が決められているか。	適合	養殖手順書の飼育管理の項に、生産物の健康状態のチェックについて、「採苗後に筏で養生している時」「かき杭打ち漁場に垂下している時」「種苗を通し替える時」「収穫の前後」などのタイミングでカキの太り具合、へい死貝の量など目視観察し、大量へい死など異常が確認された場合は、広島市、市漁協などへ報告する手順が定められていることを確認した。	資1 養殖手順書
		B: 上記手順に従ってモニタリングが行われ、その結果が記録されているか。	適合	2.2.1Aの記録は、養殖手順書の養殖管理記録の定めにより、記録アプリ及び作業日誌に記入すると説明を受け、記録の内容を確認した。	資1 養殖手順書 資29 記録アプリ 資30 作業日誌
		C: その結果は水産試験場等の魚病担当者に定期的に確認を依頼し、助言を求めているか。	適合	広島県では、カキ養殖で過去に疾病による大量へい死の事例はなく、広島県水産海洋技術センターへの照会でも、疾病は発生していないと回答を得ている。網文海産においても疾病の発生はなく、県や振興センターへ助言を求める事例はないと説明を受けた。なお、カキに係る減耗へい死については、近年、産卵後や高水温の影響で惹起しているが、カキコレクターへの稚貝付着数をコントロールするなどの対応で、生産量の維持に努めていると説明を受けた。	資1 養殖手順書
2.2.2	死卵、へい死魚又は瀕死の状態にある水産動物は疾病の蔓延を防止するため、定期的に回収し、適正に処理する手順が定められており、手順に従って実施されていること。	A: 生簀等にへい死魚、瀕死魚等があった場合は速やかに専用の容器に回収し、その数を記録しているか。	適合	養殖期間中のカキの減耗へい死は、高水温や産卵後などに惹起しているが、疾病による異常へい死で、専用容器で回収処理するような事例はないと説明を受けた。	
		B: 回収したへい死魚、瀕死魚の処理方法が決められて	適合	養殖手順書の飼育管理の項で、へい死個体(殻)の処理方法が定められている。カキ殻の処理については、広島県の「かき殻及	資1 養殖手順書 資18 水域占用許可証

		いるか。また、適正な処理が行われているか。		びかき洗浄残渣等の処理要領」に基づき適正に処理するよう指導されており、カキ殻はカキ殻加工業者が、カキ殻海中一時堆積場から専用の運搬船で回収し、飼肥料製造の原料として引き取っていること、万一、疾病が発生した場合は、海中一時堆積場へのカキ殻搬入は中止すると説明を受けた。なお、草津支部のカキ殻一時堆積場からの引き取りは、月一回、丸栄が行っていると説明を受けた。	資31 現場調査写真
2.2.3	養殖施設内や周辺の養殖漁場及び水生生物への感染症の可能性をできるだけ減らすため、当該水産動物が飼育単位で飼育され、故意に放流することや生け簀等から逃げ出すことがないよう養殖施設が適正に管理されていること。	A: 病魚を故意に放流していないか。	適合	自然減耗でへい死したカキの殻は種板に付着したままで、水揚げ時に回収しており放流や投棄はしていないと説明があり、2.2.2 が適合していることから適合と判断した。	
		B: 養殖設備は病原体の温床となるような付着生物の除去、病魚の逃亡による疾病のまん延を防止するために網の補修などを定期的に行っているか。	適合	筏に本垂下したカキコレクターは、収穫まで、付着生物の除去作業は行わない。養殖筏など施設のメンテナンスについては、養殖手順書の飼育管理の項に定められており、補修の記録を記録アプリ、作業日誌で確認した。	資1 養殖手順書 資29 記録アプリ 資30 作業日誌
2.2.4	養殖用種苗は養殖場へ導入する前に、特定の、重要な病原体に感染していないことが適切な方法で保証されていること。	A: 養殖用種苗を養殖場へ搬入する前に種苗生産施設での飼育履歴情報を確認し、記録しているか。	適合	カキ種苗については、養殖手順書の種苗導入管理の項で、導入手順などが定められている。網文海産では、カキ垂下式養殖の区画漁業権内において自家採苗し、採苗した時期、場所、数量等は記録アプリなどに記録していると説明を受け、記録アプリなどを確認した。	資1 養殖手順書 資29 作業アプリ 資30 作業日誌
		B: 必要に応じて導入する種苗の検査を実施し、検査結果が出るまでの間、適切な方法で隔離飼育しているか。	適合	養殖手順書の種苗導入管理の項に、導入条件などが定められている。網文海産においては、現在、地先海域での天然、自家採苗であり、他からの種苗導入実績はなく、導入時の隔離飼育や検査の該当例はない。また、現在まで疾病が疑われるような事例がないと説明があり、適合と判断した	資1 養殖手順書
		C: 検査の結果、何らかの疾病にかかっていることが判明した場合、専門家の指示に従い、適切に処分または治療を行っているか。	適合	網文海産においては、地先海域での自家採苗である。カキ種苗の導入については、2.2.4A のとおり導入手順が定められており、大量へい死等の異常事態が生じた場合は振興センターへ連絡し、対応を協議すると明記されている。	資1 養殖手順書
		D: 海外から種苗を購入する場合や特定疾病の発生地から種苗を購入する場合には、必要に応じて無病証明書を取得しているか。	該当なし	カキ種苗については、2.2.4A のとおり導入手順が定められているが、網文海産は地先海域での天然・自家採苗であり、海外からの種苗導入はされていないと説明を受け、審査対象外とした。	資1 養殖手順書
2.2.5	有効な防疫措置や水産用ワクチンの適正使用が行われ、発眼卵や種苗の導入から水産動物の出荷に至るまでの全ての工程において、適正な管理が実施されていること。	A: 承認された水産用ワクチンがある場合には積極的にワクチンを使用して疾病の予防に努めているか。また、ワクチンの使用にあたっては法令等に従って適切にワクチンを接種	該当なし	マガキに承認された水産用ワクチンは無いので審査対象外とした。	

		しているか。			
		B:必要に応じて、「特定疾病等対策ガイドライン」に記載されたまん延防止のための措置、消毒等が実施されているか。また、その準備がなされているか。	適合	養殖手順書の飼育管理の項に、大量へい死などの異常が確認された場合は、振興センターへ連絡するなどの疾病のまん延防止のための対応が定められていること、基準2.2.3及び2.2.4の該当基準の全てが適合であることから、本指標を適合と判断した。	資1 養殖手順書
認証基準 2.3 養殖対象動物に疾病が発生した場合に、法令を遵守し、適切な治療が行われていること。					
項目	評価基準	評価指標	評価	所見・コメント	根拠資料
2.3.1	異常が発見された場合には、直ちにこれらの移動を制限する等他への感染を防止するための措置も含め、疾病等発生への対策について適切な手順が定められており、実施されていること。	A: 疾病が発生した場合の疾病の診断、治療に関して行う一連の作業について手順が決められているか。	適合	養殖手順書の飼育管理の項に、異常が見られた場合の手順が定められ、大量へい死等の異常事態が生じた場合は、振興センターへ連絡し、状況の確認と対応を協議すると説明を受けた。	資1 養殖手順書
		B: 上記の手順には、疾病のまん延を防止するための対応が含まれているか。	適合	養殖手順書の飼育管理の項に、疾病のまん延防止の対応が定められ、疾病の発生が疑われる場合は、検査結果が出るまで筏の移動、通し替え、種苗の移動を自粛すると説明を受けた。	資1 養殖手順書
		C: 上記の手順に従い、作業が実施されているか。	適合	養殖手順書の飼育管理の項に、疾病のまん延防止の対応が定められ、疾病の発生が疑われる場合は、検査結果が出るまで筏の移動、通し替え、種苗の移動を自粛すると説明を受けた。なお、現在までかきの疾病の発生はなく、まん延防止の作業事例はないと説明を受けた。	資1 養殖手順書
2.3.2	魚類防疫員等の指導の下、疾病の診断ならびに治療法の決定が適切になされるよう対応が定められており、それによって、疾病の治療が行われていること。	A: 疾病の診断及び治療法の決定は魚類防疫員等による検査を受け、その結果に基づいて治療が行われているか。	適合	2.2.1C のとおり、網文海産においては、現在まで養殖カキの疾病は発生していないと説明を受けた。なお、養殖手順書の飼育管理の項に、疾病などの発生時には振興センターの指導に従うと定められている。	資1 養殖手順書
		B: 抗菌剤の使用にあたっては、水産用抗菌剤使用指導書等必要な手続きを行い、交付書類が保管されているか。	該当なし	マガキの養殖において、病気の治療に承認された医薬品は無いので、2.3.2Bは評価の対象としない。	
		C: 養殖場が魚類防疫員等による検査結果を待たずに治療を開始する特段の事由がある場合は手引きの手順に従って行われているか。	該当なし	マガキの養殖において、病気の治療に承認された医薬品は無いので、2.3.2Cは評価の対象としない。	
2.3.3	水産用医薬品等の使用の際には、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)その他関係法令等を遵守し、環境への影響を最小限にすることへの配慮を含め、これらを適正に管理し	A: 投薬にあたっては、他の養殖魚への医薬品の汚染や環境中への流出を防ぐよう、適正な措置がとられているか。	該当なし	マガキの養殖において、病気の治療に承認された医薬品は無いので、2.3.3Aは評価の対象としない。	
		B: 使用にあたっては、使用対象生け	該当なし	マガキの養殖において、病気の治療に承認された医薬品は無いので、2.3.3Bは評価の	

	使用するための手順が確立され、手順に従って適正に実施されていること。	糞、使用医薬品、投薬日、投与量、休薬期間等を記録し、管理しているか。		対象としない。	
		C:すべての水産用医薬品について、購入伝票等の保管や医薬品に関する製造・販売元や製造番号等の情報、購入日、使用日、使用量、在庫量等を記録して管理し、品質の劣化を防止できる方法で適切に保管しているか。	該当なし	マガキの養殖において、病気の治療に承認された医薬品は無いので、2.3.3C は評価の対象としない。	
		D:使用期限切れの医薬品は適切に廃棄しているか。	該当なし	マガキの養殖において、病気の治療に承認された医薬品は無いので、2.3.3D は評価の対象としない。	
2.3.4	抗菌剤の使用については、OIEの「養殖魚衛生規約」及び当該規約の「責任ある抗菌薬の慎重な取り扱い原則」に基づいていること。	評価指標 2.3.1～2.3.3に適合していることで蓋然的に適合となる。	該当なし	2.3.1～2.3.3のうち抗菌剤の使用に関する項目は該当しないため、本項目は該当しない。	
2.3.5	養殖従事者は、養殖水産動物に関する衛生管理や養殖資機材等の安全性及び適正な取り扱いに関する教育訓練を受けており、これらについて常に高い意識を有しつつ、責任ある取組を実施していること。	飼育管理担当者が水産試験場等の主催する魚病講習会等に定期的に参加しているか。	適合	魚病に係る講習会は開催されていないが、振興センターのカキ養殖に関する勉強会、保健所が開催する衛生講習会(令和6年9月19日開催)に参加していると説明を受けた。	資25 講習会資料

原則3 食品安全性の確保(生産物の食品安全が確保される養殖が営まれていること)

認証基準 3.1 養殖場は養殖対象種の健全な生育に適し、養殖環境や養殖資材からヒトの健康に有害な物質等による汚染の可能性を最小限となるよう管理されていること。(全養殖対象種に適用する)

項目	評価基準	評価指標	評価	所見・コメント	根拠資料
3.1.1	養殖場及びその周辺環境において、汚染リスクの適切な評価にもとづいて適切な養殖場所が選定されていること。	A:養殖漁場の位置及び生簀の配置状況及び数を把握しているか。	適合	区画漁業権連絡図等の資料により説明を受け、養殖漁業者が漁場の位置や筏の配置、数を把握していると判断した。	資8 網文海産かき筏配置図
		B:養殖漁場周辺地域の農場や工場等の立地状況・河川の流入状況を把握し、養殖場を汚染する要因の有無を確認しているか。	適合	日常の活動の中で、カキ養殖場周辺の河川、工場等の配置状況は把握しており、汚染する要因は無いことを確認していると説明を受けた。	資8 網文海産かき筏配置図
3.1.2	飼育によってヒトの健康に重大な影響を及ぼす物質による許容レベルを超えた蓄積が起こる可能性について適切なモニタリングを実施していること。	把握しているリスクに応じて、適切なモニタリング計画が立案され、有害なレベルの汚染がないことを確認しているか。	適合	基準3.1.1に適合しており、モニタリングを省略できる要件に合致していると判断できることから、適合とした。	

認証基準 3.2 水産用医薬品の残留防止について、適切な作業手順が定められ、それに基づいて医薬品が適正に使用されていること。(水産動物を対象とする養殖に適用する)

項目	評価基準	評価指標	評価	所見・コメント	根拠資料
3.2.1	水産用医薬品等の使用の際には、薬効が効果的に発揮されるよう専門的知見や的確な診断に基づいて投薬を行うとともに、養殖水産物に残留のないよう、魚類防疫員等の指導の下、医薬品ごとに定められた用法・用量や休薬期間を遵守し、適正な記録を作成していること。	本評価指標は、認証基準 2.3 に適合していることで蓋然的に適合となる。	該当なし	魚類養殖に適用することから審査対象外とした。	
認証基準3.3 飼餌料に由来する有害化学物質等による汚染についてのリスクを把握し、適切な給餌管理が行われていること。（給餌養殖に適用する）					
項目	評価基準	評価指標	評価	所見・コメント	根拠資料
3.3.1	飼料、飼料添加物、飼料原料等の使用にあたっては、有害化学物質等の混入防止を確保するとともに、生産単位ごとに給餌した飼料等について遡及可能な記録として管理されていること。	A: 餌料については、原産地（漁獲海域の特定が遡及可能であるか）、販売元、魚種、数量、購入年月日等を記録し、照合可能な伝票を保管しているか。	該当なし	魚類養殖に適用することから審査対象外とした。	
		B: 配合飼料及び飼料添加物等については、製造、販売元、製品名、製造番号、数量、購入年月日、成分組成等を記録し、伝票を保管しているか。	該当なし	魚類養殖に適用することから審査対象外とした。	
		C: 配合飼料及び飼料添加物等については、飼料安全法への適合や飼料原料の原産地（魚粉・魚油等については原料魚の魚種、漁獲海域が遡及可能であるか）等を記載した品質保証書入手し、保管しているか。	該当なし	魚類養殖に適用することから審査対象外とした。	
		D: 給餌した飼餌料の種類や給餌量は生け簀ごとに記録されているか。	該当なし	魚類養殖に適用することから審査対象外とした。	
		E: 給餌機や用具等は、定期的に清掃し、必要に応じて消毒し、衛生的に管理しているか。	該当なし	魚類養殖に適用することから審査対象外とした。	
		F: 給餌関連作業	該当	魚類養殖に適用することから審査対象外とした。	

	を行う場所においては、機械油や塗料など、有害化学物質による汚染を防ぐため適切に作業が行われているか。	なし	査対象外とした。	
	G:餌飼料等は、有害化学物質による汚染や異物混入を防ぐため適切に保管されているか。	該当なし	魚類養殖に適用するとなっていることから審査対象外とした。	

認証基準 3.4 二枚貝等の水揚げ作業に関して衛生的な作業を行い、種苗の導入から出荷に至る全ての工程において、トレーサビリティが確保されるよう手順が定められ、検証可能な記録が残されていること。(二枚貝養殖等に適用する)

項目	評価基準	評価指標	評価	所見・コメント	根拠資料
3.4.1	二枚貝等が、微生物や生物毒の発生状況等の監視や管理が実施されている海域で生産されていること。	対象海域が貝毒発生状況のモニタリングやその際の閉鎖並びに解放について通知され、これに従って出荷されているか。特に生食用の生産海域以外の海域で生産されたものが生食用として出荷されていないか。	適合	広島県は「広島かき生産出荷指針」によりカキの養殖・生産・出荷に係る総合的対策を示している。また、網文海産においては、養殖手順書の環境管理の項に、貝毒などの汚染防止、モニタリングの実施方法について、また、出荷管理の項に、カキ処理工程毎の衛生管理が定められている。貝毒対策については、「貝毒対策実施要領」により、ノロウイルスの対策については、「広島かき安全安心対策実施要領」に基づき出荷対策が講じられており、また、カキの衛生対策については、保健所による食品衛生法に準拠した取扱いの指導や衛生講習会(令和6年9月19日開催)を受講し、適正に履行していると説明を受けた。なお、網文海産においては、生食用カキの出荷はなく、全量加熱調理用カキとして出荷していると説明を受けた。現地調査においては、3.4.2 のとおり認定を受けた浄化施設を調査するとともに、記録アプリ・作業日誌により養殖手順書のとおり作業が行われていることを確認した。	資1 養殖手順書 資6 広島かき生産出荷指針 資13 ノロウイルス検査結果 資20 貝毒対策実施要領 資21 貝毒行政検査結果 資22 広島かき安全安心対策実施要領 資25 衛生講習会資料 資26 かき作業場施設確認済証 資29 記録アプリ 資30 作業日誌 資31 現場調査写真
3.4.2	必要に応じて、貝類の浄化が行われていること。また、浄化設備は適切にメンテナンスが行われていること。	浄化の方法や浄化設備のメンテナンスの頻度が定められ、その作業状況が確認されているか。	適合	網文海産のカキ養殖漁場は条件付指定海域で、生食用とするためには浄化が必要であり、広島県が定めた「生食用かき人工浄化実施要領」に基づく施設の認定を受けなければならないが、網文海産は、全て加熱調理用として出荷していると説明を受けた。しかしながら、浄化施設については、生食用カキの基準に準じた認定を受けており、本シーズンも令和6年10月4日に広島市保健所の作業開始前の検査を受けたと説明を受け、「令和6年かき作業場施設確認済証」を確認した。また、塩素殺菌装置などの浄化施設の運転管理、メンテナンスの状況については、養殖手順書に定められており、管理の状況を記録アプリで確認した。	資1 養殖手順書 資24 生食用かき人工浄化実施要領 資26 かき作業場施設確認済証 資29 記録アプリ 資30 作業日誌
3.4.3	出荷にあたっては、生産海域、採捕年月日、貝の種類、数量、搬送の方法、生産者氏名等を確認し、記録していること。また、生産物を識別する方法を定め、識別記号が出荷先へ適切に伝達される手段がとられていること。	生産物についての必要情報を出荷先に提供する方法が定められているか。	適合	カキの出荷に当たっては、「生かきの取扱いに関する指導要領」の表示や養殖手順書で定められている生産履歴について、名称(商品)、消費期限、保存方法、採取海域、加工者、(MEL 認証番号)などをラベルの貼付により、出荷先・消費者へ情報を提供すると説明を受け、表示ラベルなどを確認し、出荷先への情報が適切に提供されていると判断した。	資1 養殖手順書 資23 生かきの取扱いに関する指導要領 資27 かき出荷貼付ラベル
3.4.4	出荷作業に用いる器具、機	同左。	適合	養殖手順書の出荷管理の項に、作業台、か	資1 養殖手順書

	材、包装資材等は清潔に管理され、または、保管されていること。			き打ち、運搬容器などの清掃・洗浄、メンテナンスを毎日行うなどの手順が定められていると説明を受けた。現場調査において、施設・設備の状況を確認し、適切に管理されていると判断した。	資31 現場調査写真
3.4.5	出荷作業を品質の劣化に配慮して衛生的に行うための手順を定め、手順に従って作業を行っていること。	同左。	適合	養殖手順書の出荷管理の項に、むき身かきは、むき身は冷却海水で洗浄、保管は冷蔵庫に入れることなどの手順が定められていると説明を受けた。現場調査では、加工場、冷蔵庫の設置などの状況を確認し、品質劣化防止に配慮した作業が行われていると判断した。	資1 養殖手順書 資31 現場調査写真

認証基準 3.5 養殖生産物の水揚げ作業に関して衛生的な作業を行い、種苗の導入から出荷に至る全ての工程において、トレーサビリティが確保されるよう手順が定められ、検証可能な記録が残されていること。(二枚貝養殖等以外に適用する)

項目	評価基準	評価指標	評価	所見・コメント	根拠資料
3.5.1	養殖期間を通じて、養殖魚を生簀単位で管理し、養殖状況等を養殖日誌等に記録していること。	A:種苗導入時、飼育単位毎に、収容年月日、総重量(又は尾数)を確認し、記録しているか。	該当なし	二枚貝養殖等以外に適用することから審査対象外とした。	
		B:一つの飼育単位に、異なる由来の種苗を収容する場合は、混養の状況がわかるよう記録しているか。	該当なし	二枚貝養殖等以外に適用することから審査対象外とした。	
		C:分養による魚貝類の移動履歴と分養後の総重量(又は収容尾数)を、生産単位毎に確認し、記録しているか。	該当なし	二枚貝養殖等以外に適用することから審査対象外とした。	
3.5.2	生産単位毎に水揚げ日、水揚げ尾数、重量、出荷先等を確認し、記録していること。また、生産物を識別する方法を定め、識別記号が出荷先へ適切に伝達される手段が採られていること。	A:生産物を識別する方法は1生産単位を1ロットとしてできるように定められているか。	該当なし	二枚貝養殖等以外に適用することから審査対象外とした。	
		B:取引先の求めに応じて生産履歴情報を提示する手段が定められているか。	該当なし	二枚貝養殖等以外に適用することから審査対象外とした。	
3.5.3	出荷作業に用いる器具、機材、包装資材等は清潔に管理され、または、保管されていること。	A:出荷作業に使用する選別台、締め機、魚槽、容器、器具等は洗浄され、清潔に保たれているか。	該当なし	二枚貝養殖等以外に適用することから審査対象外とした。	
		B:生産物を収容する魚倉や容器で使用する海水等は清浄なものであり、使用する水は飲用適の水から作られているか。	該当なし	二枚貝養殖等以外に適用することから審査対象外とした。	
		C:生産物を収容した魚槽や容器は、蓋付きのものを使用するなど汚染を防ぐ措置がとられ	該当なし	二枚貝養殖等以外に適用することから審査対象外とした。	

		ているか。 D:出荷作業に使用する器具・機材、包装資材は害動物による汚染を受けないよう適切に保管されているか。	該当なし	二枚貝養殖等以外に適用することになっていることから審査対象外とした。	
3.5.4	出荷作業を、品質の劣化に配慮しながら衛生的に行うための手順を定め、手順に従って作業を行っていること。	出荷の一連の作業について、衛生的に作業を行うための手順が定められているか。	該当なし	二枚貝養殖等以外に適用することになっていることから審査対象外とした。	

原則4. 環境保全への配慮（環境に配慮された養殖が営まれていること）

認証基準 4.1 養殖に用いる器具、機材ならびに養殖魚貝類の排泄物や残餌等による環境悪化を防止し、また、養殖環境への養殖生産による負荷を最小限にとどめる管理がなされているかを検証・監視するための適切な手順を定め、実践していること。

項目	評価基準	評価指標	評価	所見・コメント	根拠資料
4.1.1	汚染物質の養殖施設内や周辺漁場及び環境への拡散防止のため、生簀等の養殖施設や養殖資機材及び作業船等に重金属や有害化学物質等を含む塗料を使用していないこと。また、使用される資機材等は適正に管理及び修繕されていること。	A: 養殖場で使用する生け簀網、作業船、給餌機などの資機材のメンテナンスに使用する潤滑油、塗料、洗剤等がリスト化されているか。	適合	養殖手順書において、船や資材に使用する潤滑油や塗料等の確認及び使用履歴についての手順などが定められているが、網文海産においては、現在、カキ養殖作業機器に塗料や潤滑油などを使用していないと説明を受けた。	資1 養殖手順書
		B: 上記潤滑油、塗料、洗剤等上記化学物質のうち、海水中で使用する資機材に対して使用される場合、環境への影響がないよう適切に使用されているか。	適合	水中で使用するものとしては漁船の船底塗料があるが、網文海産では、所有使用している「カキ作業船」は全て造船所にメンテナンスを委託しており、個人で船底塗料を扱うことはないと説明を受けた。造船所から提供を受けた安全シート(写し)を確認した。	資16 安全データシート 資17 請求明細書(造船所)
		C: 上記潤滑油、塗料、洗剤等は、故意または事故により環境中への流出することがないよう適切に保管されているか。	適合	船底塗料や潤滑油は、使用しておらず、環境中へ流出することはないと説明を受け、倉庫の現場調査においても船底塗料などは視認できなかった。	資31 現場調査写真
		D: 漁網防汚剤や養殖場で使用する漁船の船底塗料として使用する物質は有機スズ化合物を含むものではないか。	適合	カキ養殖であり、漁網防汚剤は使用されていない。船底塗料については、造船所から提供された塗料リストの製品に、有機スズ化合物が含まれないことを確認した。	資16 安全データシート
		E: 漁網防汚剤や船底塗料を使用している場合には、使用状況を記録して管理しているか。	該当なし	船底塗料等は使用していないと説明を受け、審査対象外とした。	
		F: 不要な資機材(損傷した漁網、化学物質の容器等)が適切に廃棄され養殖場内に放置されていないか。また、廃棄方法は適	適合	養殖手順書の環境管理の項で周辺海洋環境を守るための取組みが定められている。養殖用のプラスチック管は産業廃棄物の処分業者へ処分を委託していると説明を受け、経費支払いの請求書を確認した。また、発泡スチロールについては、広島県漁連が設置した「サーマル工場」(令和6年11月稼	資1 養殖手順書 資15 請求書(廃プラスチック処理)

		切か。		働)で処理すると説明を受けた。	
4.1.2	養殖場における水資源については、関係法令等に基づき、水が適正かつ有効に使用され、養殖場を含む海域における水質が保たれており、汚水処理が適正に行われているとともに、淡水の塩類化防止対策が採られていること。	A:海面養殖場においては、漁業権行使規則、漁場改善計画等を遵守し、許可範囲内で養殖を行っているか。	適合	基準 1.1.2 及び 2.1.2 のとおり、行使規則で決められた生簀台数と漁場改善計画に示された飼育密度を遵守して養殖生産を行っていることから適合とした。	
		B:漁場改善計画に則って、モニタリングが実施されているか。	適合	基準 2.1.3 に適合しており適合と判断した。	
		C:環境指標は基準内に維持されているか。	適合	基準 2.1.1 及び 2.1.3 に適合しており適合と判断した。	
		D:河川水や地下水を使用する陸上養殖施設では、水利権に関する都道府県の許可を得ているか、許可範囲を超える取水を行っているか。	該当なし	陸上養殖施設はないので審査対象外とした。	
		E:陸上養殖施設では排水の水質が排水基準を満たしているか。	該当なし	陸上養殖施設はないので審査対象外とした。	
		F:海水魚を飼育する陸上養殖施設では、排水を淡水域に排水する場合には、排水口付近の塩化物イオン濃度が 200mg/L 以下であることが保証されていること。	該当なし	陸上養殖施設はないので審査対象外とした。	
4.1.3	養殖が適正な密度で行われ、養殖場における底質の悪化(有機物の堆積量増加、有機物の分解による貧酸素水塊の発生等)、有機物による汚染の増加等を定期的に監視していること。	A:環境収容力に応じた適正な生産量が遵守されているか。	適合	2.1.2C のとおり、改善計画に示された適正養殖可能数量を遵守して適正に養殖生産が行われており、疾病の発生による大量の異常へい死(2.2.1C)もなく、カキの身入りも良好なことから環境収容力に応じた養殖が行われていると判断した。	資 2 改善計画
		B:養殖漁場環境を定期的にモニタリングし、健全な環境にあることを確認できるか。	適合	2.1.1A、2.1.1B のとおり、DO と底質の汚染指標を定期的に測定し、2.1.3C、2.1.3D のとおり健全な環境にあると判断した。	
		C:残餌の処理方法について適切な手順が定められ、実施しているか。	該当なし	カキ養殖は無給餌養殖であるから審査対象外とした。	
4.1.4	閉鎖水域における養殖は、底質環境に大きな負荷を与えないよう、廃棄物等の適正管理を実施していること。	底質環境に影響を及ぼす可能性のある廃棄物は全て陸上で適切に廃棄しているか。	適合	不要になった養殖資機材は陸上で、4.1.1F のとおり処理されている。また、カキ殻は、2.2.2B のとおり堆積場に一時貯蔵され、肥料原料等として業者に引き取られており、廃棄物などは適切に処理されていると判断した。	

認証基準 4.2 養殖に用いる飼餌料は天然資源に与える影響を最小限にとどめる配慮がなされていること。(給餌養殖に適用する)

項目	評価基準	評価指標	評価	所見・コメント	根拠資料
4.2.1	飼料、飼料添加物、飼料原料等の取り扱いにあたっては、飼料の安全性の確保及	基準 2.1.4 及び 3.3.1 に適合していることで本評価指	該当なし	給餌養殖に適用するとなっていることから審査対象外とした。	

	び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)その他関係法令等を遵守するとともに、生産単位ごとに有効に使用されており、これらの使用管理が適正に記録されていること。	標に適合。			
4.2.2	飼料原料は、トレーサビリティが確保されるとともに、魚粉や魚油については、魚種が特定され、絶滅危惧種やIUU(違法・無規制・無報告)漁業由来の水産物が含まれていないこと。	A:特定条件の下、モイストペレットを使用している場合、その調製に使用する餌料については、魚種、漁獲海域、販売元、数量、購入年月日等を記録し、伝票を保管しているか。	該当なし	給餌養殖に適用するとなっていることから審査対象外とした。	
		B:配合飼料及び飼料添加物等については、製造、販売元、製品名、製造番号、数量、購入年月日、成分組成等を記録し、伝票を保管しているか。	該当なし	給餌養殖に適用するとなっていることから審査対象外とした。	
		C:配合飼料及び飼料添加物等については、飼料安全法への適合や飼料原料の原産地(魚粉・魚油等については原料魚の魚種、漁獲海域が特定できるよう遡及可能であること)等を記載した品質保証書を入手し、あるいは聴取記録を作成し、保管しているか。	該当なし	給餌養殖に適用するとなっていることから審査対象外とした。	
		D:配合飼料メーカーから責任ある原料調達に関する方針を入手しているか。	該当なし	給餌養殖に適用するとなっていることから審査対象外とした。	
		E:IUUに該当しないことが確認できる飼餌料の使用に努め、EUのIUU漁業規則に基づく漁獲証明書に準じて必要な情報が入手できるか、少なくとも原産地を特定するための遡及が可能であるものを使用していること。	該当なし	給餌養殖に適用するとなっていることから審査対象外とした。	
		F:魚粉・魚油の原料魚は絶滅危惧種でないか。	該当なし	給餌養殖に適用するとなっていることから審査対象外とした。	
		4.2.3	原則として、養殖魚の育成	A:飼餌料として直	該当

	期において、直接的に未加工の魚介類(漁獲された魚類、イカなどの軟体動物、オキアミなどの甲殻類等)が飼餌料として使用されていないことを確保するとともに、飼餌料に含まれているタンパク源が、飼育されている水産動植物と同種同属のものでないこと。	接的に未加工の魚介類を使用していないか。	なし	査対象外とした。	
		B: 育成期においてモイストペレットを継続的に使用していないか。例外的に使用している場合は、特定条件に全て合致する方法で調製・給餌されているか。	該当なし	給餌養殖に適用するとなっていることから審査対象外とした。	
		C: 養殖対象種と同種同属のものを使用していないか。	該当なし	給餌養殖に適用するとなっていることから審査対象外とした。	
4.2.4	育成期に使用する配合飼料は、養殖対象種の健全な生育を妨げない範囲で、魚粉及び魚油の使用量が削減されたものを使用すること。	A: 養殖魚の育成期において使用する配合飼料は市販されているものの中で低魚粉のものを使用しているか。	該当なし	給餌養殖に適用するとなっていることから審査対象外とした。	
		B: 魚油は水産加工残渣に由来するものや植物油脂により代替可能な範囲で使用割合を削減するよう努めているか。	該当なし	給餌養殖に適用するとなっていることから審査対象外とした。	

認証基準 4.3 養殖に用いる種苗について、天然資源に与える影響を最小限にとどめる配慮がなされていること。(水産動物を対象とする養殖に適用する)

項目	評価基準	評価指標	評価	所見・コメント	根拠資料
4.3.1	人工種苗生産技術が確立されている養殖対象種については、人工種苗を優先的に導入していること。	A: 人工種苗生産技術が確立されている養殖対象種については、人工種苗を優先的に使用しているか。	適合	カキの種苗は、広島県栽培漁業センターで三倍体かきとして種苗生産がされているが、生産枚数は 150 万枚(筏 60 台相当)と少なく、極一部の生産者の利用に限定されており、網文海産においては、全て天然・自家採苗種苗であると説明を受けた。	
		B: 必要に応じて導入する種苗の検査を実施し、検査結果が出るまでの間、適切な方法で隔離飼育しているか。	該当なし	人工種苗を大量に生産供給する体制が確立していない種で、天然の浮遊幼生をコレクターに付着させた種苗(稚貝)で、該当しない。	
		C: 海外から種苗を購入する場合や特定疾病の発生地から種苗を購入する場合には、無病証明書や検査結果等を取得しているか。	該当なし	人工種苗を大量に生産供給する体制が確立していない種で、天然の浮遊幼生をコレクターに付着させた種苗(稚貝)で、該当しない。	
4.3.2	天然種苗を導入する場合には、当該種苗が合法的かつ環境負荷のない方法で採捕されたものであることを確実にするとともに、当該種苗を含め、周辺の生態系の資源状況等に悪影響を与えていないことが確実であること。	A: 養殖用種苗を養殖場へ搬入する前に種苗生産施設での飼育履歴情報を確認し、記録していること。	適合	2.2.4A のとおりである。	
		B: 天然種苗を導入している場合、当該魚種は適切な	適合	4.3.1 のとおり、カキ垂下式養殖が開発されて以来、海中に浮遊しているカキ幼生をコレクターに付着させて利用する天然、自家採	

		資源量評価が行われ、漁獲制限を行う必要がないとされる魚種であるか。		苗の種苗であり、付着幼生は、養殖育成中のカキが親貝となり産卵し成長したものであり、また、天然マガキを利用した漁業はないことからカキの天然資源の影響はないと判断した。	
		C: 採捕者、購入元、採捕海域、採捕方法、採捕及び購入年月日、平均体重及び総重量(又は尾数)等を確認し、記録しているか。	適合	2.2.4A のとおりである。	
		D: 許可を受けた採捕者が規制に従って適正に採捕した種苗であるか。	適合	採苗作業は区画漁業権の区域内であれば、生産者の判断で制限なく行うことが可能であると説明を受け適合と判断した。	
		E: 採捕対象以外の魚種の混獲による天然資源への影響に配慮しているか。	該当なし	カキの天然採苗は、ホタテ殻の採苗器を筏に1日から1週間程度吊るしカキの幼生を付着させる方法であり、混獲という概念はないことから該当しない。	
4.3.3	適正な環境リスク評価が実施されていない遺伝子組み換え生物を養殖用種苗として使用していないこと。	同左。	適合	4.3.1 のとおり天然採苗された稚貝のみを種苗としており、遺伝子組み換え生物の使用は無いことから適合とした。	

認証基準 4.4 養殖場およびその周辺環境における保護対象となる野生生物の生息環境に与える影響を最小限にとどめる配慮がなされていること。(全養殖対象種に適用する)

項目	評価基準	評価指標	評価	所見・コメント	根拠資料
4.4.1	養殖場周辺で保護対象となる野生生物の生息状況を把握し、対象となる野生生物が生息している場合には、その生存に影響を及ぼす潜在的危害を考慮して、必要な措置が講じられていること。	A: 養殖海域または陸上養殖施設の設置場所が保護対象野生生物の生息地域に該当または隣接していないか。	適合	網文海産の養殖海域は、広島県自然環境保全条例に基づき指定される野生動植物保護地区やその隣接海域には該当、隣接していない。また、レッドデータブックに記載の海洋生物が漁場付近に生息している情報も受けていないと説明があり適合と判断した。	広島県のホームページにより確認済
		B: 養殖海域及びその周辺が保護対象野生生物の生息地域に該当または隣接している場合、その生息環境に悪影響を及ぼさないよう適切な施策を実施しているか。	該当なし	4.4.1A のとおり該当しない。	
		C: 養殖対象種の移動等の作業、台風等の自然災害による養殖対象種の逃亡について、その逃亡数を把握し、必要に応じて報告が可能な記録が残されているか。	該当なし	コレクターに付着したカキは、自力で離れることはなく、魚類養殖と異なり逃亡するという概念はない。	
		D: 適切な逃亡対策を実施しているか。	該当なし	コレクターに付着したカキは、自力で離れることはなく、魚類養殖と異なり逃亡するという概念はない。	
4.4.2	養殖従事者の安全確保又	A: 当該養殖場に	適合	カキ養殖生産の害生物としては、付着生物	広島県のホーム

	<p>は瀕死の当該生物に安楽死を優先する場合を除き、有害生物が絶滅危惧種に該当する場合は、非致死措置により除去を行っていること。</p>	<p>おける養殖生産にとっての害動物を特定しているか。その害動物が絶滅危惧種に該当していないか。</p>	<p>のムラサキガイ、フジツボ、ホヤがあると説明を受けたが、「広島県の絶滅のおそれのある野生生物(第3版)-レッドデータブックひろしま」で絶滅危惧種には該当していないことを確認した。</p>	<p>ページにより確認済</p>
		<p>B: 害動物が絶滅危惧種に該当する場合、その駆除は適切な方法で行われているか。</p>	<p>該当なし</p>	<p>4.4.2A に示すとおり害生物は絶滅危惧種には該当しない。</p>